

令和6年度

# 全国各地の魅力的な 文化財活用推進事業

文化資源活用事業費補助金

## 応募要項

### 対象事業

全国各地の魅力的な文化財活用推進事業

### 受付期間

受付開始 令和6年5月10日(金)

受付締切 令和6年6月7日(金) 17:00《締切厳守》

- 応募書類は、文化庁HPの「全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」ページよりダウンロードください。
- 提出は、締切までに必要な書類をすべて揃え、メールにて下記事務局まで提出してください。
- やむを得ない理由によりメールでの提出が困難な場合には、事前に事務局までご相談ください。

### お問合せ先

- 「全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」事務局  
TEL:03-3553-2222 (10時00分～18時00分、土・日・祝を除く。)

### 文化庁 担当課

- 文化庁 文化資源活用課 事業係・活用推進係  
TEL:075-451-4111(代表) 内線:9663・9662

### 応募書類 の提出先

- 「全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」事務局  
info@bunkazai-katsuyo.jp

令和6年5月

## 応募に必要な書類

### (1) 応募書類一覧

応募書類名	様式
<input type="checkbox"/> 交付要望書	(応募様式A-0)
<input type="checkbox"/> 補助事業者の概要	(応募様式A-1)
<input type="checkbox"/> 事業計画書(全体)	(応募様式A-2)
<input type="checkbox"/> 事業計画書(コンテンツ別) ※ 作成する事業内容等を、コンテンツごとに示したもの	(応募様式A-3)
<input type="checkbox"/> 補助事業者の事業規模指数に関する書類	(応募様式A-4)
<input type="checkbox"/> 収支予算書	(応募様式B-1)
<input type="checkbox"/> 支出内訳明細書	(応募様式B-2)
<input type="checkbox"/> 同意書・誓約書 ※ 同意書については、補助事業者と文化財所有者又は管理団体が異なる場合に提出ください。	(応募様式C)
<input type="checkbox"/> 見積書 ※ 発注予定金額が <b>50万円(税込み)以上</b> の場合に見積書を徴取して添付。 ※ 発注予定金額が <b>100万円(税込み)以上</b> の場合は、複数者から徴取した <b>見積書を添付</b> 。 ※ 複数者から見積書を徴取できない場合は、理由書(様式任意)を添付。 ※ 見積書は写しを添付(原本は、申請者において保管すること)。	(様式任意)
<input type="checkbox"/> 事業概要書 ※ 公開可能な内容で作成願います。	(応募様式D)
(地方公共団体以外であって、事業規模指数に応じた加算を求める場合) <input type="checkbox"/> 応募様式A-4の根拠となる書類 (例:損益計算書、正味財産増減計算書)	(様式任意)

- \* 提出書類について、必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。
- \* 書類は補助金交付の対象となる者(補助事業者)が作成してください。  
関係のない者(委任契約に基づく委任関係にある者を除く。)が作成していることが明らかな場合は不採択となることもあります。
- \* 応募様式A-2、A-3に記載のコンテンツ内容や事業推進にあたって参考とする史料(歴史研究や調査の材料となる文献や遺物など)については、任意で資料をご追加ください。

## 2 応募書類の提出期限

### 応募書類の提出期限

令和**6**年**6**月**7**日(金) **17:00**《必着》

※ 提出期限を過ぎた後の応募書類の差替えや再提出・追加提出は一切認められません。

## 3 応募書類の提出先と提出方法

### (1) 提出先

応募書類に必要事項を記入の上、事務局宛にご提出ください。

### 応募書類提出先

info@bunkazai-katsuyo.jp

### (2) 提出方法

文化庁HPから応募書類一式をダウンロードし、上記提出先にメール添付にてご提出ください。添付容量を超えて送信できない場合は、事務局から大容量ファイルの送信方法についてご案内いたしますので、ご連絡ください。

## 4 応募書類の作成に当たっての留意事項

- ① 応募書類の提出後、厳正なる審査を経て採択が決定した申請者には、採択決定通知を送付いたします。交付申請書は、公募の際に作成した応募書類を元に、文化庁が指摘する項目・コーチング内容を付け加えていただき提出していただきます。応募書類の内容から交付申請書提出までに内容の変更が生じる可能性があることを予めご理解いただきご応募ください。
- ② 補助を受けようとする同一内容の事業について、「国が実施する他の補助事業」、「文化庁が実施する他の補助事業」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、と重複して補助を受けることはできません。
- ③ 補助対象経費については、事業説明書のP.8「8 各費目における単価上限、補助対象範囲等」を参照してください。
- ④ 応募書類の内容等について文化庁から問い合わせることがありますので、応募書類の作成者は写しを一式保管するようにしてください。なお、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 提出書類に記載する文言や、掲載する画像は公表可能なものを使用してください。事前連絡のうえ、事例紹介等で活用させていただく場合があります。
- ⑥ なお、提供する画像は1MB程度（1600ピクセル×1200ピクセル程度）、一目見て被写体が何かわかりやすいものを推奨します。

## 5 事業計画書の作成にあたっての注意点

補助事業者は、申請に当たり実施する補助事業の事業計画書（応募様式A-2、A-3）を作成します。

本事業は、専門家による事業内容、事業実施体制等へのコーチング（改善指導）を取り入れ、専門家との伴走により事業を進めていただく点が特徴であり、事業計画の策定についても伴走支援の対象となるため、事業計画書は現時点で想定している内容を記載してください。

## 6 評価指標（効果測定）の設定について

補助事業の実施による中長期的な効果进行评估するため、評価指標（測定指標と目標値）を設定します。

補助事業者が設定する評価指標は下の項目から最も近いものを選択した上で、具体的な測定指標と目標値を設定してください。なお、現状値は原則として令和5年度（令和5年度の実績値が確定していない場合は令和4年度）とします。

また、目標値は事業終了から4年後を考慮の上設定してください。測定指標は状況やねらいに合わせて、補助事業者で適切なものを設定いただきますが、検証可能な具体的な指標を用い、目標値を設定するようにしてください。

なお、対象文化財に来訪した観光客総数と外国人観光客数、本事業として造成したコンテンツへの参加者総数と外国人参加者数については、必須とします。

なお、適切な評価指標および効果測定手法の設定についても、事業採択後のコーチング（改善指導）対象となります。

### 補助事業者で設定する測定指標・目標の事例

- 対象文化財に来訪した観光客総数及び外国人観光客数（必須）
- 本事業で造成したコンテンツへの参加者総数及び外国人参加者数（必須）
- 当事業で造成したコンテンツの収入額
- 当該地域への観光客数における対象文化財に来訪した観光客数の割合
- 対象文化財における外国人観光客の満足度、再訪意向、紹介意向（アンケート調査）
- 当該地域における観光消費額  
（当事業で造成したコンテンツ収入の割合が分かれば、より良い）
- 当該関連事業への協賛金の総額、協賛企業の増加状況 等

## 7 審査及び審査結果の通知について

文化庁に提出された応募書類に基づき、内容の確認を経て審査を行った上で採否を決定します。採否結果は、**令和6年7月後半**を目途に文書にてお知らせします。

なお、募集の要件を満たしたとしても、厳正な審査の結果、採択されない場合や減額される場合もあります。

## 8 評価の主要な視点

		評価の主要な視点
I	コンテンツ造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の本質的価値を最大限に引き出し、新たな魅力を付与することで、来訪者の知的好奇心を満たすような上質なコンテンツ造成であること</li> <li>これまであまり活用に取り組んでいない文化財でのコンテンツや、これまでにない内容・方法で堪能できるコンテンツなど、思い切ったコンテンツ造成であること</li> </ul> <p>※例えば、一般公開だけ行ってきた文化財において、継続して提供できる体験コンテンツの造成等を想定</p>
II	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>増えた収益を文化財の修理に充てるなど、活用から保存へ再投資を行い、好循環を創出する事業内容となっていること</li> <li>訪日外国人観光客の誘客にも資する事業内容となっていること（ターゲット設定、多言語対応、便益設備、販路開拓等）</li> </ul>
III	事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の自走化に向けて、申請者において、今年度の実施体制が適切に計画されていること</li> <li>文化財所有者はもとより、地方公共団体（文化財、まちづくり、観光等の部局）、観光地域づくり法人（DMO）、交通・飲食・宿泊事業者等の関係者との連携を目指していること</li> </ul>